

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

山田高生

- 一 はじめに
- 二 家工業の労働者保護政策
 - (1) 賃金保護
 - (2) 児童労働の保護
 - (3) ベルリンの家内労働展示会
- 三 労働者福祉政策の多角的展開……………以上、前号
- 四 プロイセン鉱山法の改正(一九〇五年)
- 五 職業組合法の成立をめぐって
 - (1) ポザドフスキの答弁
 - (2) 職業組合法案の内容
 - (3) 帝国議会の審議
- 六 ビュロー・ブロックの勝利、そしてポザドフスキの解任
- 七 結び

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

四 プロイセン鉱山法の改正 (一九〇五年)

(1) ルール鉱山労働者ストライキとボザドフスキ

一九〇五年一月、ルール地方に鉱山労働者の大ストライキが発生した。当時の鉱山労働者総数二十二万四千人のうち、十九万五千人が参加するという大規模なもので、労働組合も、社会主義系組合、キリスト教系組合、ポーランド人組合、ヒルシュレイドンカー組合のそれぞれの系列に属する四大鉱山労働組合が揃って参加した。

前世紀後半からのドイツ工業の急速な成長とともに、ルール鉱山地帯の石炭需要の急増と掘削技術の進歩の結果、坑内昇降機の鋼索がますます延長されたため、それにつれて労働時間も長くなったことに対する鉱山労働者の苦情、運搬車に石炭が規定どおりに積載されていない場合、監督が「零」の印をつけ、給与計算にカウントしない賃金カットの慣行に対する不満、これらに加えて、ライン・ウェストファーレン石炭シンジケートの小鉱山閉鎖政策に対する鉱山労働者の不安等が、重なりあつて今回のストライキの背景にあつた。⁽¹⁾ 一般世論や学識経験者らはストライキ参加者の側に同情を示したのに対し、経営者側は彼らのストライキ行動を契約違反として非難し、それに代っていわゆる「就業希望者 die Arbeitswilige」をスト破りとして配置しようと画策した。当時のプロイセン内務大臣ハンマーシュタイン (Hammerstein) は、一九〇五年一月二十七日付けのヴェルヘルム二世への報告書のなかで、警察当局は「全力をもつて就業希望者を保護し、そして公共の安全と秩序への侵害をエネルギーに抑圧せよ」との指令を受けている旨を伝えたが、プロイセン内務省は、このような対応をとることによつて、鉱山経営者を側面から支援する立場を明確にした。

ところでこの鉱山労働者大ストライキは、ストライキの行われたルール鉱山地帯がプロイセン邦に属しており、また歴史的・政治的にもプロイセン邦の重要な軍需産業であったため、一般にプロイセン政府固有の労働者政策の問題と見なされていた。そのため、帝国の側の取り組みは若干遅れたように見えたが、二月に入ると、帝国議会において一九〇五年度の内務省の予算審議の際に、社会民主党のザックセ(Sachse)³⁾による、鉱山労働者の不満の源である賃金カットの問題に関するプロイセン政府の調査委員会についての質問をはじめとして、ゴータイン(Gothen、自由思想家党)、シュパーン(Spann、中央党)、リヒトホーフエン＝ダムズドルフ(Freiherr v. Richthofen-Damsdorf、保守党)、ヘルンスハイム(Freiherr Heyl zu Herrnsheim、国民自由党)らの各党派の議員が次々にルール地方の鉱山労働者ストライキをめぐって議論を展開したが、とりわけその議論の中心は、鉱山法は帝国によって発令されるべきか、あるいは邦によって発令されるべきかという問題であった。当時、普通秘密選挙で選出される帝国議会とは異なって、三級選挙法で選出されるプロイセン邦議会はプロイセン保守主義の牙城であり、またその上に立つプロイセン政府は、警察権力と結びついた旧勢力を代表するものであったため、帝国議会の進歩勢力からは三級選挙法の廃止＝プロイセン邦議会の民主化の要求の声が上がっていた。こうした状況を背景に帝国議会の進歩勢力は、今回の大ストライキへの対応策としてプロイセン鉱山法の改正よりも、帝国鉱山法の制定の方を望んだのであった。これに対し、帝国内務省長官ボザドフスキは、まずプロイセン政府によるストライキの原因調査に関し、「私の考えでは、そのような調査は、雇い主ばかりでなく、被用者の無条件の信頼を獲得するために、最高度の正義と無党派性で行われなければならない。」と述べて、この件でプロイセン商務大臣と話し合い、そしてその調査に対する批判を伝えた。⁴⁾さらにボザドフスキは、「これまでのところストライキは平

穩裡にそして合法的に行われた」という認識を示すとともに、就業希望者に対するストライキ参加者の違反行為を告発した経営者サイドの新聞報道について、それは単なる噂にすぎないか、あるいは誇張であると非難した。⁽⁵⁾ こうしたポザドフスキの対応は、社会民主党のサイドから賛同をもって迎えられたことは、議事録の中のヤジの表現によく見い出される。⁽⁶⁾ しかし鉱山法をプロイセン鉱山法の改正でいくか、あるいは帝国の立法でいくかという問題については、ポザドフスキは、「もし統一の方向が大変進み、独立の邦制度としての各邦国の意義が——少なくとも客観的にみて——失われるならば、非常に遺憾である」と述べて、⁽⁷⁾ ストライキ参加者の要求が顧慮されるようなプロイセン鉱山法の改正が必要であることを主張した。⁽⁸⁾ ベルリン在任のバイエルン邦公使レルヘンフェルト (Graf Lerchenfeld) がバイエルン邦首相ボーデヴィルス (Fhr. v. Podewils) に宛てた一九〇五年一月三〇日付けの報告書によれば、プロイセン商務大臣メラー (Moller) は、「確かに上級鉱山局を通して調停に入らせたが、しかし政府が直接介入することは拒否した。このような——私が思うに——正しい考え方は、しかしながら、ポザドフスキ男爵の認めるところではなかった。けだしポザドフスキ男爵は、鉱山法によって労働者の苦情を即刻除去することを要求し、そして同時に草案の準備に取りかからせたからである。ポザドフスキは、帝国宰相の賛成をとりつけることに成功し、そして聞いたところによれば、カイザーもこれに関心を示した模様である。かくして國務大臣メラーは、最後には、自分の信念に反して立法の道を歩まざるを得なくなったのである。さもなければ、ポザドフスキ男爵が帝国立法の道を歩むことになったであろう。⁽⁹⁾」こうしたポザドフスキらの帝国サイドからの圧力によって、プロイセン鉱山法改正案が作成されたのであった。

(b) プロイセン鉱山法の改正

プロイセン鉱山法は、一八六五年六月二十四日の「プロイセン鉱山法」⁽¹⁰⁾を基幹法として成立したが、その後一八八九年のルール鉱山労働者大ストライキを契機として、プロイセン商務大臣ベルレープンテ (Führ. v. Berlepsch) の「新航路」社会政策のもとで一八九二年六月二十四日に大幅な改正が行われた。⁽¹¹⁾一九〇五年一月の再度のルール鉱山労働者大ストライキを受けて、同年三月八日に鉱山法改正がプロイセン邦議会に提出されたが、これには、さらに次の諸点が加えられた。⁽¹²⁾

第一は、石炭の積載量についてである。従来は現場の検査係によって規定量に達していないと見なされた場合は、その運搬器の積載量は「零」とされた。この判定に検査係の個人的恣意が介入する余地が残されていたため、改正案では「規定通りに積載されている運搬器を、賃金計算の際に差し引くことは禁じられ」た。また、規定違反で不十分にしか積載されていない運搬器でも、その中味は規定に従って計算されねばならない。その場合、常設の労働者委員会の中から選ばれたか、あるいは、労働者委員会がないところでは、労働者の中から選ばれた職場委員 (Vertrauensmann) は、規定違反の不十分な量しか積載していない運搬器を確定したり、賃金計算の際に積載部分を計算したりする時に、そのやり方を監視することができる。鉱山経営者は、そのような職場委員の活動を承認することが義務づけられている (§ 80c Abs. 2)。罰金に関する規定については「労働者に対して科せられる罰金は、カレンダー月についてその総額において、平均的な一日の労働報酬の二倍の額を越えてはならない」 (§ 80d Abs. 1)。この規定は、後に「規定違反で、不十分な積載しかない運搬器のために、労働者に対して科せられる罰金は、カレンダー月についてその総額において五マルクを越えてはならない」と修正された。⁽¹³⁾

第二は、労働者委員会についてである。⁽¹⁴⁾「通常百名以上の労働者が雇用されている鉱山では、常設の労働者委員会の設置が義務づけられる。」常設の労働者委員会の課題は、賃金計算を監視する職場委員の選出 (§80c Abs. 1)、罰金の利用方法の指定 (従業員福祉目的のためにのみ用いられる。§80d Abs. 2)、就業規則についての専門的判断 (§80g Abs. 1)、残業工数と番外工数についての同意 (§33f Abs. 1) 等である。就業規則によって、労働者委員会にこれ以外の課題を課すこともできる。そのほかに労働者委員会は、従業員の提案、希望、苦情を鉱山所有者に知らせ、そしてそれについて意見を述べなければならない (§80h)。この項には、後に第三読会において次の規定がつけ加えられた。⁽¹⁵⁾「労働者委員会には、従業員内部と、従業員と雇い主の間により関係を維持するか、あるいは再生産するように働きかける義務がある」 (§80f Abs. 1)。また、労働者委員会が定められた権限を越えた場合には、「厳しい警告の後に解散させられる。解散は、上級鉱山局によって行われる。解散が繰り返されれば、上級鉱山局は一年以上にわたって労働者委員会の設置義務規定を無効にすることができる」 (§80f Abs. 3)。次に労働者委員会の選挙について、労働者の代表は直接秘密選挙で選ばれることが定められた。但し「代表は二五歳以上で、一年以上は鉱山で働いた経験があり、公民権とドイツの国籍を有し、そしてドイツ語の会話と読み書きができなければならない。代表の数は三名以上である」 (§80g Abs. 4)。この規定についても、後に次のように修正された。

「労働者委員会の選挙は、少なくとも五年以内に行われるべきである。選挙は、直接・秘密選挙である。比例選挙は認められる。選挙権の条件は、(a) 選挙人は、成人で、一年以上鉱山で働いている者。(b) 被選挙人は、三十歳以上で、三年以上継続して鉱山で働いており、ドイツ国籍と公民権を有し、そしてドイツ語会話と読み書きができる者。」この規定によって、ポーランド人労働者が労働者委員会から締め出されることになった。

第三に、就業規則の発令と労働者委員会の関係に関して、次のように定められた。「常設の労働者委員会が設置されている鉱山では、労働者委員会は、就業規則や補遺が発令される前に、就業規則や補遺の内容について聴取することができる。その他の鉱山では、成人労働者に対し、就業規則や補遺の内容を発表する機会が与えられなければならない。」なお、就業規則や補遺について、労働者委員会もしくは労働者の側で懸念が表明される場合は、発令後三日以内に報告書または議事録の形で鉱山局に提出するものとする (§80)。

第四に、労働時間に関する規定では、「切り羽の半分以上が通常撰氏二十二度以上の坑内または採掘区画では、通常の一日の労働時間は一九〇五年十月一日から八・五時間、一九〇八年十月一日からは八時間を越えてはならない。……労働時間とは、出入坑 (Seilfahrt) に入った時刻から再び出る時刻までの時間である」ことが定められた (§93b)。なお「例外的ケースとして、上級鉱山局はこのような最高労働時間の導入を二年ほど延期することができる。」この他に「撰氏二十八度以上の切り羽では、最高労働時間は一日六時間である」 (§93c)。また「一週間のうちに、残業工数1か四時間の番外工数2を行なってもよい。但し通常撰氏二十八度以上の切り羽では、いかなる残業も番外作業も行なってはならない。ある作業が——残業も番外作業も——開始される前に、個々の労働者に少なくとも八時間以上の休憩が与えられねばならない」 (§93d)。出入坑時間に関して、後に次のような規定がつけ加えられた。「個々の労働者について、規則で定められた労働時間は出入坑のために三十分以上延長してはならない。出入坑の時間が万一超過した場合には、その超過分は労働時間に算入される。この規定をごまかして労働時間を延長することは、認められない。労働時間は、出入坑に入った時刻から再び出る時刻までの時間である」 (§93b)。⁽¹⁶⁾

プロイセン政府によって邦議会に提出されたプロイセン鉱山法改正案は、議會審議を経て、若干の修正が加えられた後に、一九〇五年七月十五日に本會議において可決された。⁽¹⁷⁾しかしこの法案の審議の過程は、上記の最初の政府案に対する修正もしくは追加から窺えるように、決して平坦なものではなかった。とりわけ鉱山経営者からプロイセン政府への働きかけは、激しいものがあつた。例えば、三月十六日にプロイセン鉱業協会 (Preussische Bergbauvereine) がプロイセン政府に覚え書きとして提出した決議では、今回の鉱山法改正案について「重大な根本的懸念」が表明された。⁽¹⁸⁾それによれば、改正案は「一方では社会民主党と大ポーランド主義を促進するものであり、他方では、採炭コストと同時に石炭価格も上昇することによって、石炭消費者の広範なグループと、とりわけドイツ輸出産業に損害を与えるにちがいない。」なぜならば、積載量不足の車を「零」とする制度が廃止されるならば、それは採炭コストの上昇につながることも必定だからである。その外に、規定の積載量に達しない運搬器の計測は実際には実行し難いこと、健康のための最高労働日の導入は社会民主党の要求する一般最高労働日への第一歩であること、残業についても労働者たちが好んで行っており、また鉱山業が季節経営であることから、これを制限することは適切ではないこと、そしてとりわけ、労働者委員会の義務的導入に関して、「これは社会民主党の病巣となり、そして不安と争いのみが生じ、いかなる調停も成立しない」ことが指摘された。「鉱業協会」は、改正案が労働者を実際に鎮静化させるように作用するとは思わない。むしろそれは、新しい摩擦を作り出し、そして鉱山労働者を見習おうとする他産業の労働者を刺激するだろう。」これが、鉱業協会の決議の結論であつた。このような鉱山経営者サイドからの反対に呼応して、保守党からは「常設の労働者委員会は、その管轄を越えた場合には、上級鉱山局によって解散させられる」という提案が出され、また国民自由党からは「労働者

委員会の課題は、当該鉱山業の労働者のなかに秩序ある平和的な関係を作り出すように作用し、……とりわけ場合によってはストライキの攻撃のような公的秩序の攪乱を食い止めることである。労働者委員会は、その政治的権利をいかに行使するか、またどのような政治的党派に所属しているかに関わりなく、政治活動が禁じられる。違反行為を侵した場合、委員会メンバーの解任か、あるいは労働者委員会の解散となる。これについての決定は上級鉱山局が行う」という提案が出された。⁽¹⁹⁾

以上のような反対派からの強硬な要求に押されて、当初の改正案は、審議を重ねるうちに種々の修正を加えられ、制約を受けることになったが、しかしいずれにせよ、なんとか成立に漕ぎつけることができたのは、今回の大ストライキに社会民主党系の労働組合のみならず、キリスト教系労働組合もヒルシュ・ドゥンカー労働組合も共同で参加し、また世論も同情的であったという事情が有利に作用したと考えられる。ただし当時、帝国政府は——ポザドフスキもそのメンバーの一人であったが——第一次ロシア革命のドイツへの波及、日露戦争とモロッコ危機といった緊張した国際政治のもとで、軍事上および国民経済上非常に重要な役割を担う鉱山業における生産秩序の回復と国内世論の統合という課題に最も敏感に対応しなければならなかったからである。それ故、一九〇五年のプロイセン鉱山法改正は、第一次世界大戦前の国家社会政策のうち、労働者の要求を最大限に取り入れ、他の部門の社会政策立法よりもはるかに進んだ側面を持たざるを得なかったのである。すなわち、従来から鉱山労働者の憎悪的であり、大ストライキの直接的引き金にもなった「零」制度は廃止され、それまで検査係の恣意で行われていた運搬器の積載量についての計算に職場委員を立会人としておくことができるようになったため、鉱山労働者は請負金計算に発言権を持つことになった。出入坑に関する規定も、雇い主の恣意的な労働

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

時間の延長から労働者を守る役割を担った。健康上必要とされる最高労働時間の設定は、とりわけ劣悪な労働条件のもとにおかれていた鉱山労働者を保護し、後の最高労働日導入のための準備となった。最後に、義務制労働者委員会の導入は、かつてベルレープシュの「新航路」社会政策のもとで法制化されたが、結局は失敗に終わった任意制労働者委員会の弱点²⁰⁾を補強し、大企業家のヘル・イム・ハウゼ (Her- in-Hause) の立場を克服することによって、労使関係の近代化へ向けて一歩前進させるものであった。ポルンの言葉によれば「労働者の社会的同権化という観点からは、一九〇五年のプロイセン鉱山法は国家社会政策の頂点であり、少なくとも同法作成を強行したポザドフスキの最大の社会政策的業績であった。しかし、軍事上非常に重要な鉱業においてだけ国家はこのような歩み寄りに同意したのである。²¹⁾」

(1) このストラライキの背景と経過については、vgl. Hans Georg Kirchhoff, Die Staatliche Sozialpolitik im Ruhrbergbau 1871-1914, Köln und Opfaden 1958, S. 137ff. 野村正実『ドイツ労働関係史論』御茶の水書房一九八〇年入三ページ以下。

(2) Innenminister von Hammerstein an Wilhelm II., Berlin, 27. Januar 1905, in: Leo Stern (Hrsg. v.), Die Auswirkungen der ersten russischen Revolution von 1905-1907 auf Deutschland, Archivatische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 2/I, Berlin 1955, S. 25.

(3) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags (Abk.: Sten. Ber.) II. Legislaturperiode, I. Session 1903/1905, 131. Sitzung, 1. Februar 1905, S. 4185ff. und 132. Sitzung, 3. Februar 1905, S. 4201ff.

(4) Sten. Ber., II. Legislaturperiode, I. Session 1903/1905, 131. Sitzung, 1. Februar 1905, in: Johannes Penzler (Hrsg.), Graf Posadowsky als Finanz-, Sozial- und Handelspolitiker, IV. Band (1904 bis 1910), Leipzig 1911

(Abk.: Penzler IV), S. 19.

- (5) Ibid, S. 20.
- (6) Ibid, S. 19-20.
- (7) Ibid, S. 24.
- (8) Ibid, S. 20 ff.
- (9) Bericht des bayerischen Gesandten in Berlin, Graf Lerchenfeld, an den bayerischen Ministerpräsident, Fhr. v. Podewils, vom 30. Januar 1905, in: Peter Rassow und Karl Erich Born (Hrsg.), Akten zur staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890-1914, Historische Forschungen im Auftrag der Historischen Kommission der Akademie der Wissenschaften und der Literatur, hrsg. v. Otto Brunner/Peter Rassow/Joseph Vogt, Band III, Wiesbaden 1959, S. 247-8.
- (10) Allgemeines Berggesetz für die Preußischen Staaten vom 24. Juni 1865, in: Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten, Nr. 30, S. 705-758.
- (11) Gesetz, betreffend die Abänderung einzelner Bestimmungen des Allgemeinen Berggesetzes vom 24. Juni 1865, vom 24. Juni 1882. 山田高生「ヘルム石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正」(1)(2)成城大学『経済研究』第四十四号(昭和四十八年十二月)・第四十九号(昭和五十年三月)参照。
- (12) Regierungsvorlage vom 8. März 1905 zur Berggesetznovelle (Auszug) in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 250-2.
- (13) Endgültige Fassung der Novelle zum Berggesetz nach der dritten Lesung im Plenum des preussischen Abgeordnetenhauses, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 263.

後期ポサドノフスキの社会政策 (11)

後期ボザフノスキの社会政策 (二)

- (14) 一九〇五年のブローネン鉱山法改正における義務制労働者委員会の導入について、vgl. Hans Jürgen Teuteberg, *Geschichte der Industriellen Mitbestimmung in Deutschland—Ursprung und Entwicklung ihrer Vorläufer im Denken und in der Wirklichkeit des 19. Jahrhunderts*, Tübingen 1961, S. 438ff.
- (15) Endgültige Fassung der Novelle zum Berggesetz nach der dritten Lesung im Plenum des preußischen Abgeordnetenhauses, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 263.
- (16) *Ibid.*, S. 263.
- (17) Gesetz, betreffend die Abänderung einzelner Bestimmungen des Allgemeinen Berggesetzes vom 24. Juni 1865/1892, vom 14. Juli 1905, in: *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, Nr. 30, S. 307-314.
- (18) Resolution der Preussischen Bergbauvereine vom 16. März 1905, der Preussischen Regierung als Denkschrift überreicht (Auszug), in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 252-3.
- (19) これらの保守党と国民自由党の提案は、一九〇五年四月五日にブローネン商務大臣メラーがドルトムント上級鉱山局に宛てた指令の中から引用した。Erlaß des preussischen Handelsministers von Möller vom 5. April 1905 an das Oberbergamt Dortmund (Ausfertigung), in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 255.
- (20) 山田高生「ストレープシユン『新航路』の社会政策(上)(下)——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」成城大学『経済研究』第二十二号(昭和四十年十月)・同誌第二十三号(昭和四十一年三月)・とくに一三二ページ以下参照。
- (21) 野村正実「前掲書」一四二ページ以下参照。
- (22) Karl Erich Born, *Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz—Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen*

五 職業組合法の成立をめぐる

(1) ポザドフスキの答弁

ビスマルク時代の社会主義者鎮圧法が廃止された後は、ドイツの労働組合は、もはや禁止されはしなかったけれども、いまだ法的保護のもとにおかれていたわけではなかった。従って労働組合の活動は決して安定した基盤の上にはなかったが、それにも拘らずその勢力は徐々に増加の趨勢を辿っていった。こうした情勢に危機感を抱いたヴェルヘルム二世と保守派陣営が、転覆法案（一八九四年）と監獄法案（一八九八年）によって労働組合を抑圧しようと試みたが、自由主義陣営と社会主義陣営の反対にあつて挫折した。中央党、自由思想家党、社会民主党は、むしろ積極的に労働組合の合法化のための法律をこそ要求していたのであつた。⁽¹⁾一九〇四年一月三十日の帝國議会本会議において、中央党のトリンボルン（Carl Trimborn）議員は、政府に対し二つの要求を提出した。⁽²⁾その一つは、団結権の完全な保障のもとに職業組合の私法的及び公法的関係を規定する法律（職業組合法）の制定要求と、他は労働者の代表機関（労働者会議所）の設置要求である。以下では、まず、これら二つの要求に対するポザドフスキの答弁を紹介しておきたい。

(a) 職業組合法について

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

トリンボルン議員の第一の要求に対するポザドフスキの議会答弁は、次のようなものであった。⁽³⁾「私は、連邦政府の名で、次のような声明を述べなければなりません。それは、連邦政府は営業条例のもとに服している男子労働者と婦人労働者の職業組合 (Berufsverein) の権利能力を承認し、そしてこの職業組合を、そのような団体が通常持っているすべての権利と義務を備えた法的人格として設立することを原則的に拒否するものではないということです。しかしながらその場合、連邦政府は、連邦参議院での意見の一致を得るために、このような立法が公営企業と邦営企業、及び公益のために緊急で重要な課題を満たさねばならない一定の公的施設における労働者を含めてはならないという見解から出発します。さらに連邦政府は、次の見解からも出発します。それは、このような法的規制の際に十分な福祉が行われること、少数派も十分保護されること、そしてもっぱら労働者の経済的利益のみを代表する、承認された職業組合は、このような法律による、場合によっては定款による基礎から離れてはならないという見解です。」さらに、二月五日の自由思想家党员ミュラー・マイニンゲン (Müller-Meiningen) の自由主義的な帝国結社法の制定要求⁽⁴⁾に対する答弁のなかで、ポザドフスキは次のような表現で労働者の団結権問題を取り上げる自らの姿勢を示した。⁽⁵⁾「今日再び、帝国結社法の要求が出されました。……ミュラー・マイニンゲン議員は、結社法の用意はできあがっていると述べました。……ところで諸君、われわれはあまり迅速に社会政策が行われていないとしばしば非難されます。しかし私は、連邦参議院の立場にも注意を払ってほしいと思っています。強効に効く薬があるとします。この薬が治療薬であるとしても、処方する医師は、まずはほんの少量しか投与しません。なぜなら、医師はこの薬が患者の身体にどのように作用するか、穏やかに作用するか、あるいは刺激的に作用するかを最初に見極めたいと思うから、慎重に取り扱うのです。まったく同じやり

方で、われわれは、一定の分野で社会政策を行うのであります。」以上の発言から、ポザドフスキの立場をまとめると、彼は職業組合の法的承認を原則的に認めるが、しかしそれは公的な事業に従事する労働者には適用されない。但しそのようなところでは、労働者に十分な福祉が与えられなければならない。そしてこのような改革は、拙速を慎むべきで、部分的改革の積み重ねが望ましい、というものであった。もう少々具体的に言うると、帝国議会における社会政策の積極的推進者であった中央党と自由思想家党が、労働者の立場からその団結の自由を欲したのに、ポザドフスキの方はそれが社会民主党を利するのではないかという点を吟味することなくしては前進することができなかったのである。ここから、われわれは、トリンボルン議員のもう一つの提案である労働者会議所の設置に対するポザドフスキの拒否的態度を説明することができる。

(b) 労働者会議所の設置について

帝国議会における中央党のトリンボルン議員の質問について審議が開始される以前の一九〇四年一月五日に、すでに連邦参議院でこの問題が取り上げられていた。報告者であるザクセン邦の全権大使フィッシャー博士 (Geheimrat Dr. Fischer) の要請で、ポザドフスキが説明に立った。⁽⁶⁾ それによれば、ビスマルクによって導入された普通選挙法は、確かに大衆を支配するのには有効であったが、同時に反政府の社会民主党勢力の増大をもたらし、この普通選挙法を再び廃止するならば、途方もない破局を迎えることになり、誰も責任を持つことはできない。それ故「社会民主党の運動を分別のある軌道に導き、イギリスのように、労働者を政治的に成熟させるような政策がとられねばならない」のである。ところで非社会民主党系の労働団体の集会であるフランクフルト大会

に参加した六十万人の労働者も、帝国宰相に対し職業代表に関する要求を提出した。中央党、国民自由党、そして保守党の一部でさえ同じ立場であった。そのような多数の意見に対し、いつまでも拒否的態度をとることはできないだろう。従って、この要求は受け入れざるを得ないであろう。しかし提案された先議法案が採決されないならば、「濫用に対する監督がなされねばならないだろう。それ故、質問の答弁を求めたヴェルテンベルグ邦の代表の発議が吟味されねばならない。」ヴェルテンベルグ邦の代表は必要な監督規定を提案したが、——ポザドフスキがみるところ——これについて政府が連邦参議院と折り合うのに成功するならば、帝国議会もこれを受け入れざるを得ないだろう。さらに、「彼は、労働者代表〔労働者会議所——引用者〕の要求に関しては、これを危険であるとみなした。彼は、官吏の指揮のもとで労働者と雇い主のそれぞれの代表が協力して、問題になっている利害関係を審議するのが有益であると考えた。」この点に関してポザドフスキは、営業裁判所の活用を指摘している。営業裁判所は、鑑定と提案の法的権限に基づいて、官吏の司会で営業裁判所の陪審員を定期的に招集し、彼らに関する問題を協議する機関であるが、そこでは労働者と雇い主の代表が協力して相互の利害にかかわる問題を審理する訓練が積まれることになる。

以上に関してポザドフスキの考えを要約すると、彼は、労働者の利益代表機関の設置要求は他の社会集団の利益代表の要求に比して決して不当でないばかりではなく、政府が原則的にこれを受け入れるならば、労働運動をより平和的な方向に導くことができると考えた。しかし中央党が要求するような、労働者の代表のみから構成される労働者会議所 (Arbeiterkammer) に対して、反対の態度をとった。彼の考えでは、そのような会議所は社会民主党の影響下に曝される危険があり、労働者と社会民主党との分断は不可能になる。ポザドフスキが好ましいと

考えた機関は、労働者と雇主が対等に議席をもち、共通のテーマについて共同で協議し、労使の対立を緩和する労働会議所 (Arbeidskammer) であつた。

このほかにボザドフスキの考え方を示す資料として、準備作成中の職業団体法案に添付された支那政府宛の帝国宰相の回状 (一九〇四年七月五日付) がある。⁽⁷⁾ この回状は、ボルンによれば、「ボザドフスキの起草になるもの」で、「ボザドフスキの思考範囲から引き出されるもの」ということである。⁽⁸⁾ その真偽のほどはここでは確定できないが、一応の参考資料として次に引用しておこう。「国家の利益とか一般の福祉を侵害しなければ、この決議〔非社会民主党系労働者団体のフランクフルト集会において決議された職業組合の権利能力を求める要求——引用者〕に少なくとも部分的に応ずることが可能であると判明したら、連邦政府は、現存の国家・社会秩序が根ざしている国土から離れたくないと思つている労働者の状態改善の努力を、喜んで受け入れる用意があることを明確に証明することにならう。ところが、そのような努力が完全に失敗したならば、非社会民主党系の労働団体はすべて、ひどい幻滅と落胆に見舞われるであろうし、反対に社会民主党の側からは、自分たちの政治的行動の勝利として歓迎されるであろう。このことは疑いの余地がない。……そのような態度の必然的結果として、非常に現実的で直接的な政治的不利益がもたらされることが見通される場合、今日の諸関係のもとで職業組合の権能を強化する措置はすべて好ましくないとするような単純な、一般に抱かれる疑念はもはや問題とならない。しかも、次のことが事実上認められねばならないとしたら、ますます問題となり得ない。すなわち、カイザーの二月勅語の約束が未だ完全には果たされていないこと、労働者には、他の階級の者にすでに与えられていたものが長い間拒否されていたこと、国家自身は、労働者の団体を法律的に秩序づけ、それによって労働者に政治教育上の

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

影響を与えることに利害関心をもつこと、これである。」以上の引用文から窺えるように、ポザドフスキの狙いは、非社会民主党系の労働者団体の要求する職業組合法を受け入れることによって、彼らの支持を取り付け、帝国の敵と見なされる社会民主党の勢力増大を抑えようとしたところにあった。ポザドフスキは、一八九〇年のカイザーの二月勅語で約束された労働者の利益代表の同権化を実現することが為政者としての社会的責任であると考え、そしてこの法律の中で、労働者に平等な権利を与えることによって、彼らを帝国の秩序のなかに組み入れる方を期待したのであった。

- (1) Chronik des Gesetzentwurfs zur Rechtsstellung der Berufsvereine, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 150-1.
- (2) Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, I. Session 1903/1905, 22. Sitzung, 30. Januar 1904, S. 601-610.
- (3) Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, I. Session 1903/1904, 22. Sitzung, in: Penzler III (1902) S. 333-4.
- (4) Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, I. Session 1903/1905, 25. Sitzung, 5. Februar 1904, S. 704-8.
- (5) Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, I. Session 1903/1904, 22. Sitzung, in: Penzler III, S. 336.
- (6) Bericht des stellvertretenden württembergischen Bundesratsvollmächtigen Schicker vom 5. Januar 1904 (Ausfertigung), in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 170-1.
- (7) Geheimschreiben des Reichskanzlers von Bülow vom 5. Juli 1904 an die Verbündeten Regierung (Duplikat) mit 2 Anlage, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 182.
- (8) K. E. Born, op. cit., S. 192. 邦訳二七九ページ。

(2) 職業組合法案の内容

帝国内務省長官ポザドフスキは、一九〇四年九月三十日に、帝国宰相代理の名で職業組合法案を連邦参議院に提出した。「その権利能力が登記に基づく職業組合」に関する概要は、次のごとくである。⁽¹⁾

§1 工業関係の経営者と労働者の団体について、その目的が構成員の職業と直接関係のある工業の共同利益を促進することだけに向けられているか、もしくはその構成員の援助に向けられている団体は、団体登記簿に「職業組合」として登記することができる。この団体には、登記団体に関する民法の規定が適用される。

§2 この団体の定款には、職業組合として登記されていることが記載されねばならない。

§3 十六歳未満の者は、組合員になることができない。十八歳未満の未成年者には、投票権がない。

定款には、組合に少なくとも一年間、組合員として所屬していた者は、その職場を去った後も、一年間およびそれ以上、この者が別の経営もしくは別の職業に移らない限り、組合員資格を保持することができる旨規定することができる。

§4 §1の前提が存在しないか、あるいは定款が§§の規定に違反する場合についても、行政当局は、組合の登記に異議を唱えることができる。しかし、§1に述べられている組合の目的が政治的なものか、社会政策的なものか、見なされるという理由からは、異議を唱えることはできない。

§5 登記は、団体登記課という特別の課で行われる。登記によって組合の名前に「登記された職業組合」という言葉が加えられる。

§6 未成年者、および公民権を持たないか、あるいは裁判所の命令により財産処分に制限を与えられている者

は、役員会のメンバーになることはできない。

§7 定款により、組合員の集会の代わりに、彼らによって選ばれる委員会が開かれることが定められる。選挙は、組合員の部課毎に行われる。選挙期間中に組合員の数が増加する場合には、次回の選挙のために、前回の営業年度の最後に組合員数に従って委員会メンバーの最少数が定められる。

役員会は、委員会の会議の時間と場所を少なくとも三日前に発表しなければならない。

組合の成人メンバーはすべて、委員会の会議への参加が認められねばならない。委員会が形成される組合の役員会は、少なくとも投票資格のある組合員の四分の一か、あるいは定款によって定められたより少ない組合員が、文書によって目的と理由を申し立て、集会の召集を要求するならば、組合員の集会を遅滞なく召集する義務がある。定款のなかで委員会に委ねられた権限は、この場合、組合員の集会に移行する。

§8 §6により役員会のメンバーになることができない者は、委員会のメンバーにも、あるいは組合員の集会を除けば、組合のその他の機関の、もしくははその部課の機関（組合支部、地域組合、地域グループ、支払窓口等）のメンバーにもなることができない。

§9 組合員の集会和委員会の決議は、議事録に記載されねばならない。議事録の閲覧は、役員会のメンバーの要求により許される。

§10 組合員の集会や組合員の委員会の決議は、法律や定款に違反している場合には、異議の申し立てによって取り消されることがありうる。異議は、一ヶ月以内に申し立てられなければならない。

決議に対する反対が議事録に表明されている場合には、集会に出席した機関のどの組合員にも取消し請求を行

う資格がある。そして、不当にも反対が集会で認められていない場合、あるいは、集会の招集や決議の主題の告知が適切に行われていない場合には、集会に参加していないどの組合員にも取消し請求を行う資格がある。この他に、1. 組合員の集会や役員会の委員会の決議について、その決議が、これを実行することによって役員会のメンバーが罰を受けるか、組合の債権者に責任を負わせるような主題への方策を持つ場合には、役員会のどのメンバーにも取消し請求を行う資格がある。2. 委員会の決議について、この委員会に属さないどの組合員にも取消し請求を行う資格がある。

組合に対して向けられる訴訟については、組合は役員会によって、そして役員会か、役員会のメンバーが不平を唱えている場合には、定款に定められている人物によって代表される。訴訟は、もっぱら、その地区に組合の所在地がある地方裁判所の所管である。口頭の審議は、一ヶ月の異議申し立て期間の後に行われる。

役員会は、訴訟の原因調査および口頭審議の最初の日時を、組合の公刊物として定められたパンフレットのなかに、遅滞なく公示せしめなければならない。

無効宣言は、議事録のなかに書き留められる。

決議が団体登記簿のなかに記載されるならば、判決も記載される。役員会は登記を申請しなければならない。

§11 登記された組合の役員会が区裁判所に、その要請でいつでも組合員のリストを提出しなければならないという民法第七十二条の規定は、適用されない。しかし役員会は、連邦参議院の規定に従って組合員のリストを渡す義務がある。所管の行政当局に、いつでも要求に基づいてこのリストは提出される。つまり、組合のメンバーには、いつでもリストを閲覧することが保障されており、そしてその費用で、リストの認証謄本が与えられる。

§12 組合員に対する組合の要請は、組合員によって拠出される通常の会費を顧慮して行われる。

§13 役員会は、連邦参議院の規定に従って、それぞれの経過した営業年度について、数字上の概観と組合員の職業地位、組合の収支をその目的にしたがって分け、組合財産の状態を列挙して、所管の行政当局に提出し、そして官報に公表する義務がある。概要は、これに附属する証拠資料とならんで、組合集會室において、あるいは別の、定款によって規定される方法で、組合員の閲覧に供せられる。どの組合員も、自分の費用で概要のコピーを要求することができる。

§14 組合員は、いつでも組合から脱退する権利がある。しかし組合員によって拠出される通常の会費は、脱会が行われるカレンダー1月の終わりまでの時期の間に支払うことを、定款によって規定することができる。

組合からの組合員の除名は、定款によって定められた形のもので、そしてその中で定められた理由から行われる。

§15 次の場合に組合は、民法第四十三条の規定を侵害することなしに、その権利能力を奪われる。1. 組合が、定款とは関係のない目的を追求するか、あるいはその目的のために組合の資金を使用する場合、そして行政当局が正当にも組合の登記に異議を申し立てるようなことを定款のなかに含む場合。2. 登記の前すでに変更が行われていた場合、行政官庁が正当にも組合の登記に異議を申し入れるような変更が、組合の状態の中に入り込んでいる場合。3. 組合がロックアウトやストライキを起こしたり、促進した時、それが企業の本質もしくは規定にかんがみて、帝国あるいは連邦諸邦の安全を脅かし、住民に水や電気を供給するのを妨害し、あるいは人間生活にとって共通の危険の原因となるような場合。

権限と手続きは、民法第四十四条の規定にしたがって、第一項のケースにおいても規定される。第一項のケースでも、民法第四十三条第一項のケースでも、権利能力を剝奪する権限を有する当局は、訴訟手続きが係属中の場合でも、仮の命令によって、公的利益における危険の防止を命じるような措置を組合に対して行う権限を持つ。仮の命令については、規定の手続きに従って上位の官庁に対してのみ訴えることができる。しかしその訴えのために、延期することはありえない。

§16 所管の行政官庁は、役員会のメンバーに、法律違反に対する処罰によって §9, §10 Abs. 7, 8 Satz 2, §11 Abs. 2, §13 の規定の厳守を促すことができる。所管の行政当局は §§3, 6, §7 Abs. 3, 4, §10 Abs. 5, §14 Abs. 3 の規定に違反した役員会のメンバーや他の組合機関に対しても、法律違反に対する処罰を科することができる。

個々の罰金は、三百マルクを越えてはならない。罰金は、当該行政官庁が所在している地区の保険施設の金庫に入る。(一八九九年七月十三日の傷害保険法の第六十五条。Reichs-Gesetzbl. 463)

役員会と、管財人のような他の組合機関のメンバーは、彼らが、通信、概要、メンバー表、書籍、その他の記録とリスト——それらの提出、管理およびコピーの形で告知が彼らに法律や定款に従って義務づけられている——、および登記の際に、議事録と彼らに義務づけられた公開において本質的に誤った、あるいは偽りで行った不完全な申請をなした、あるいはそのような申請をさせた時、あるいは彼らが組合やその機関のメンバーの意思に反して確定される罰金刑や法律に違反した刑の支払いに組合の資金を利用する時には、別の規定にしたがってより高い罰金が科せられない限り、三ヶ月までの懲役と同時に一千マルクまでの罰金を科せられる。酌量減輕

後期ボザドフスキの社会政策 (二)

の事由が存在する時には、罰金刑のみである。

§17 邦の法律の公法上の規定は、§1に掲げられた種類の組合には適用されない。ここでは、組合は許可されていないか、あるいは、禁じられている。なぜなら、組合は政治的または社会政策的目的を追求するか、あるいは、官憲の承認なしに設立されるからである。

同じことは、邦の法律の公法上の規定によって、登記された職業組合にも妥当する。それによれば、1. 第一項に掲げられた理由から、組合は解散させられるか、あるいは、その集会は閉会させられる。2. 男性と女性が、政治的および社会政策的目的を追求する組合に加入すること、そのような組合員が組合の集會に参加すること、そして男性と女性がその楽しい催しに参加することは、禁止や制限が十六歳まで適用される限り、禁止されるか、あるいは制限される。3. 警察当局は、そのような組合のメンバーのリストを入手することができるか、あるいは、組合員の身分にかんする情報を入手することができる。

公的なダンスの楽しい催しの開催にかんする邦の法律の規定は、第二項2の規定とは抵触しない。

§18 責任者や部局長が、その部局が所在する地区の行政官庁に名前を申告し、組合の機関としての組合役員会によって告知される時には、§17の規定は、定款により一定の地域に対し形成される登録職業組合の部局(組合支部、地域組合、地域グループ、支払窓口等)にも適用される。告知が行われるならば、行政官庁の部課の責任者や部課長(第一項)の人事異動がすべて知らされることになる。

要求があればいつでも、§11 Abs. 2の規定に対応した、部課のメンバーの特別のリストが彼らに提示される。Abs. 2の規定を遵守するならば、役員会のメンバーおよび部課の責任者や部課長が、§16 Abs. 1, 2の措置によ

り法律に違反する罰則によって拘留されることもある。

以上の政府提案の職業組合法案は、農業以外の職業団体を対象としており、その限りで工業経営者の団体にも工業労働者の団体にも適用されるものであったが、しかし実際には、主として労働者団体の保護と規制に狙いがあったことは言うまでもない。職業組合とその集会は、従来は民法の規定により、政治的および社会政策的目的を追求する場合には、行政官庁によって解散させられたが、当法案のもとでは少なくとも政治的もしくは社会政策的な要求を口実に解散させられるようなことはない。また職業組合には、政治結社と異なり、婦人と十六歳以上の青年の加入が認められるとともに、組合員の行動についても、警察による嚴重な監視は緩和される。しかしながら他方で、国家権力にかなりの監督機能が温存されていることは看過されてはならない。例えば、職業組合はその定款を地域の行政官庁に提出しなければならないし、その定款が職業組合の本来の活動を越えていたり、また、団結をみだす組合員に対する罰則を含んでいたりすると、行政官庁は団体登録簿への登録に異議を申し立てることができる。さらに、役員会が定款で定められた活動範囲を越えた場合、役員会メンバーに対する罰金を科することによって、その範囲を厳守するよう強要されたり、また、公共の安全を脅かすと見なされたストライキを準備したり支持した場合には、職業組合の権利能力が剝奪される可能性も残された。その上、職業組合は、結社登録簿に記載されることにより、ストライキのさいに生じた物的損害に対し組合財産で弁償する責任を負わされた。

プロイセンの大蔵大臣ラインバーベン (Rheinbaben) は、社会民主党マンハイム大会の印象から、社会民主党は

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

自由労働組合を通じて職業組合法を彼らの政治的利用のために利用するのではないか、またキリスト教系の労働組合も当時の賃金闘争における同組合の態度からポザドフスキの思惑どおりにいかないのではないかと懸念を表明し、同法案の延期と再審議を勧告した。⁽²⁾しかしポザドフスキは、以上のような法案の二面的性格から、非社会民主党系の労働組合は権利能力と結びついた義務を受け入れるだろうが、社会民主主義系の労働組合は団体登記簿への登録を拒否し、拘束されない状態を選ぶことになり、むしろ、今まで以上に不安定な状態に追い込まれるだろう。同法が施行されれば、それは合法的な非社会民主主義党系の労働組合運動、とりわけキリスト教系の労働組合をバック・アップすることによって、自由労働組合の勢力を抑える方向に作用するだろうという見通しを持っていた。従って彼は、社会民主党の影響力が強化されるかもしれないというラインバーベンの懸念は間違っている、と反論した。ポザドフスキは、キリスト教系労働組織が、既成国家・社会秩序を否定したことはなかったことを指摘しつつ、むしろ政府は、社会民主党の指導に従わない組織を強化し、その正当な要望に応えなければならぬ。もし政府が彼らの要望を満たさないならば、これら団体を怒らせて、かえって社会民主党の陣列に追いやることになりかねないと主張したのであった。⁽³⁾

(1) Entwurf eines Gesetzes betreffend gewerbliche Berufsvereine, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 222-229.

(2) Aus der Sitzung des Staatsministeriums, Berlin, 30. Oktober 1906, in: Leo Stern (Hrsg.), op. cit., S. 272.

(3) Ibid., S. 273.

(3) 帝国議会での審議

連邦参議院で職業組合法の審議が開始された直後の一九〇五年十二月二十八日に、プロイセン陸軍大臣フォン・アイネム (v. Einem) からプロイセン内閣宛に一通の書簡が提出された。「社会民主党のイェナ大会の討議と決議、及びその結果を見て、私は、革命運動を防衛するのに必要な措置について真面目に審議するよう提案する義務があると考えました。」その内容は、すでに一九〇〇年のパリの国際社会主義大会で、青年の間に反軍国主義の宣伝を行うことが党の義務であると宣言されたが、今や、社会主義に同調する新兵や予備役が着実に増加し、軍隊の弱体化をもたらしつつある。この傾向を防止するのに、現行の刑法規定では不十分ではないか、さらに強化する必要があるのではないかというものであった。⁽¹⁾ 当時、モロッコ危機が発生し、またロシア革命の余震がまだおさまっておらず、帝国の外交関係も国内情勢も過度の緊張状態にあったため、このアイネムの書簡はプロイセン政府の内外に大きな衝撃を与えることになった。そして年が明けて一月八日に、プロイセン閣議では、一月二十一〜二十二日に予定されていた社会民主党の大衆行動(普通・平等・秘密選挙の要求)に対する警備についての検討とともに、アイネム書簡を受けて「兵役を危うくするような危険な扇動を防止する措置」についての討議がなされた。⁽²⁾ その後も、刑法の強化による社会民主党の抑圧という方策をめぐって激しい議論がなされたため、プロイセン邦議会における職業組合法案の審議は傍らにおかれる形となり、ほぼ一年遅れで帝国議会にまわされることになった。かくて、帝国議会において職業組合法案の第一読会が開かれたのは、やっと一九〇六年十一月二十三日からであった。第一読会は、十一月二十三日、二十四日、二十六日、二十七日の四日間に行われ、政府側を代表して発言した内務省長官ボザドフスキを除けば、各党派の十四名の議員が発言した。以下で

は、第一読会における発言者のうち、とくに中央党のトリンボルン議員、社会民主党のレギーン (Carl Legien) 議員、内務省長官ボザドフスキの三名の発言をまとめておこう。⁽³⁾

(a) 中央党トリンボルン議員の発言⁽⁴⁾

帝国議会における職業組合法案審議の最初の発言者は、中央党のトリンボルンであった。彼は、冒頭から、社会民主党の機関紙「フォアベルツ (Vorwärts)」がこの法案について「労働者に対する新しい例外立法である」、「工業家中央連盟の扇動家たちによって」作られた、あるいは、「企業家保護法以外のなものでもない」と非難している事実を取りあげ、「われわれも、つまり中央党のなかの私の友人たちも、この法案に対し大きな懸念を持っている」としても、「そのように厳しく拒絶するいわれはない」という態度を示した。トリンボルンによれば、今回の職業組合法案には重要な評価すべき点が含まれているのであって、その第一は、従来、政治的活動と社会政策的活動を禁じられていた職業組合に、このような障害が取り除かれたことである。「これは、ともかく一つの進歩である。」第二は、団結権の拡大である。確かに「この法案は、われわれが望んでいたような大がかりな団結権の新しい規制をもたらさなかった」が、しかし婦人と年少者の社会政策的活動の自由が広がったことからうかがえるように、団結権の拡大の方向が示されている。第三は、職業組合が公法的側面で権利能力を獲得することである。先年の監獄法案ではこの点曖昧であったが、今や職業組合は一定の公法的な義務と責任を担う組織として認められることになる。トリンボルンは、「以上が、われわれが法案について多かれ少なかれ好印象を持った点である」と述べて、法案を支持する態度を示した。

(b) 社会民主党レギーン議員の発言⁽⁵⁾

中央党のトリンボルンに続いて発言に立ったのが、社会民主党の議員であると同時に自由労働組合の総務委員会議長を務めていたカール・レギーンであった。彼の議論は、前の発言者に一つ一つ反論する形で進められた。レギーンによれば、「中央党の最初の発言者であるトリンボルン氏は、農業労働者のためにひとことも言わなかったし、農業労働者の団結禁止に反対する発言もなかった。」しかしこの法案の最大の問題点の一つは、農業労働者に団結権が与えられていないことであって、これこそ人権問題である。次に、同法案では職業組合の権利能力が尊重される結果、組合活動は同一職業の労働者の利益代表に限定されるため、「この法律の規定によって労働組合は孤立し、組合員の範囲は制限され、企業家層との闘争で諸組織が相互に援助することができなくなる。……労働者階級と仲良くやって行こうと思う者は誰でも、そのような法律を受け入れることはできない。」さらに「法案によれば、支部ばかりでなく組織の中央役員会も、組合員名簿を管理し、そしてこの組合員名簿を当局の要請でいつでも提出しなければならぬ。」また警察は、個々の組合員の要求があれば、その組合が組合員名簿を閲覧させ、会員名簿から写しを作成するのを認めるといふ義務を負うているため、当局や警察と直結している雇い主は、自分のところで働いている労働者の誰が職業組合員であるかを確認することができるのである。トリンボルン氏は、これは企業家保護法ではないと言っているが、自分はこれこそ企業家保護法以外のなものでもないと言っている。最後に職業組合の損害賠償義務についても、これによってストライキのさいの損害賠償の履行を組合に迫ることができるため、ここには組合活動を抑圧しようとする意図が隠されている。もっと露骨には、帝国の安全あるいは住民への電気水道の供給を危険に曝すストライキを行えば、職業組合は権利能

力を剝奪され、組合財産も剝奪されることが規定されており、トリンボルン氏の言うように、同法案が「例外立法」ではないどころか、かつての監獄法案第八条の規定の引き写しそのものである。最後にレギーンは言う。「同法案には、わが国の労働組合組織を警察的に取り締ろうとする傾向と、組合組織が企業家との闘争を行わねばならない最も困難な時期に、一定の前提条件のもとで労働組合の組織を丸裸にして企業家の組織に委ねる傾向が含まれている。」つまり、「警察的取り締りの性格」と「企業家の利益を顧慮する性格」という二つの性格が含まれているとして職業組合法案に反対したのであった。

(c) 内務省長官ポザドフスキの反論⁽⁶⁾

帝国議会における職業組合法案審議の第一読会中に、ポザドフスキが答弁に立ったのは、二日目の十一月二十四日と最終日の二十七日の二回であった。以下、彼の答弁の内容をまとめて要約しておこう。もともと答弁といっても、それは政府側からの発言という意味で、むしろ内容的には、その前日の発言者であった社会民主党のレギーンに対する法案作成者側からの反論というべきものであった。

ポザドフスキによれば、レギーンは同法案を労働者大衆に対する「新しい例外法」であると決めつけているが、「それは、私には理解できない。」なぜなら今回の法案は、現行の民法の規定では、登記された職業組合の法的地位の改善に妨げとなっている点を取り除くことに狙いがあるからであり、「あなたがたは、これを民法典の改正として見なければなりません。」ポザドフスキの見方では、一定の政治集団は、しばしば全労働者大衆を「一つの塊」として見るが、「これは大きな誤りです。労働運動の内部には、非常に多くの、非常に深い相違がありま

す。この相違は、たとえ公開の集会でどんなに美辞麗句で飾っても、取り去ることができないものです。国政を担当する政府は、労働運動のなかに存在する深い相違を認識し、そして現行の国家秩序、現行の憲法の基礎の上に立脚している要素を保護し、強化し、そしてこの方向を拡大していくよう努めなければなりません。」つまりポザドフスキの考えは、労働者が国家に忠誠を尽くすか否かにかかわりなく、国家は労働者に完全な運動の自由を保障し、同権を与えるというのではなく、国家と現存秩序を支持する労働運動を助成しようとするものであった。しかし「ここで、職業組合の形のもので一種の政治的クラブを作り出すような法律を提案することが、政府の意図ではない。職業組合は、その職業利益が政治的または社会政策的問題と分かちがたく結びついているとしても、もっぱら職業組合の利益のみを代表することが要求される。」かくして、同法案からポザドフスキが期待するものは、職業組合を政治的影響から遠ざけ、職業利益の実質的代表にとどまらせるように労働運動に枠をはめようとするものであったことが明かとなった。彼は、職業的結びつきがなく、一般的に労働者の利益を代表するにすぎない、つまり特定のイデオロギーのもとに服する労働組合から社会民主党の支持勢力が発展するのを阻止しようとしたのであった。

次に、議会政党から出された農業労働者の団結権の要求に対するポザドフスキの見解を考察しよう。彼によれば、「故イツェンプリッツ (Itzenplitz) 大臣が、一八六六年にプロイセン議会で農業労働者の団結権を認める法案を提出したのは、適切であった。……しかし一八六六年当時の労働者状態は、今日とは別であった。当時は、今日のような、部分的にはなお人工的に作り出された雇い主と被用者との裂け目は存在しなかった。われわれは、当時、非常に平和的な状態のなかで生活していたのである。そして農業もまた、今日とはまったく異なった

状態におけるこのような関係のなかに見いだされる。諸君、あなた方は、関税率についてたくさん悪口を言っている。——われわれは、この問題についておそらくもう一度、突っ込んで話し合うことになりましょう。——しかし今日すでに、一つのことだけははっきりしている。それは、農業にとって価格問題よりもはるかに大きな困難は、今日では労働者問題であるということである！ 私が国民的立場から見ても非常に遺憾に思うことは、自分の土地に足場をもつ労働者によってではなく、国境の彼方から動員してこざるを得ない労働者によって、わが故国の土地のことを論ぜざるを得ないことである。そして非常に大きな社会的、政治的及び経済的な欠陥が、このことと結びついているのである。」ポザドフスキは、農業労働者における社会的緊張状態の尖鋭化への洞察のもとで、その団結権とストライキ権の承認には否定的な態度をとった。ボルンによれば、ポザドフスキは、帝国議會の多数によって決議された委員会審議に期待をかけていたといわれる。委員会における同法案の運命は、政府が農業労働者問題で譲歩するかどうかにあった。政府が農業労働者の団結権の要求を快諾すれば、中央党、自由思想家党、多数の国民自由党员、およびポーランド党の多数の賛成を予期することができたであろう。ボルンの見解では、南ドイツ諸邦では農業労働者はすでに団結権を持っていたし、また、実際に十八ヶ月の後に、帝国結社法で農業労働者に団結権を保障することに成功したという理由から、連邦参議院とプロイセンで、農業労働者の団結権を認めさせることは困難ではなかったのである。しかしポザドフスキは、法律の手段で一部の労働者とその雇い主との間の労働争議だけを承認することによって、社会的闘争の政治性を抜き取ることができると信じていた。ボルンは言う。「彼自らが政治的見解に従って労働運動を色分けするならば、労働運動の政治色を抜き取ることをどうして彼に期待できようか。」結局ポザドフスキにあっては、職業組合法に

おける労働者の団結権の承認は、社会民主党の敗北が確定した後にはじめて与えられるものであったのである。

- (1) Kriegsministerium an das Staatsministerium, Berlin, 28. Dezember 1905, in: Leo Stern (Hrsg.), op. cit., S. 153-4.
- (2) Aus der Sitzung des Staatsministeriums, Berlin, 8. Januar 1906, in: ibid., S. 156-168.
- (3) 職業組合法案の帝國議會審議における各党派の発言者のうち、本稿で取りあげていない議員の意見については、vgl. K. E. Born, op. cit., S. 201 ff. 邦訳二九五ページ。
- (4) Die Rede Trimborns, in: Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, II. Session. 1905/1906, 124. Sitzung, 23. November 1906, S. 3860-5.
- (5) Die Rede Legiens, in: ibid., S. 3865-78.
- (6) Die Rede Posadowsky-Wehners, in: Sten. Ber., 11. Legislaturperiode, II. Session. 1905/1906, 125. Sitzung, 24. November 1906, S. 3887-94 und 127. Sitzung, 27. November 1906, S. 3943-6.
- (7) K. E. Born, op. cit., S. 203. 邦訳二九四一五ページ。
- (8) Ibid., S. 204. 邦訳二九五ページ。

六 ビュロー・ブロックの勝利、そしてポザドフスキの解任

帝國議會において徹底的な議論を重ねた職業組合法案は、一九〇六年十一月二十七日に、二十八人の議員から構成される委員会に委ねられ、最終的な詰めが行われることになった。しかしその後、この法案は再度、陽の目を見ることはなかった。それは、委員会の審議そのものがこじれたわけではなくて、この年の十二月十三日に帝

国議會を解散に導いた政変が突発したことが原因であった。⁽¹⁾そしてこの政変のなかで、ポザドフスキは失脚に追い込まれ、一八九〇年以後のドイツ帝国の国家社会政策の一時期を画したポザドフスキの社会政策は終焉を迎えることになる。そこでポザドフスキ失脚の経緯をたどりながら、最後に彼の社会政策の歴史的意義を確定しておきたいと思う。

ポザドフスキの失脚に連なる帝国の政治過程は、一九〇〇年十月に、外交官出身のビュローが帝国宰相に就任したことに始まる。⁽²⁾新宰相ビュローは、当時世論を沸かせたセンセーショナルな一二〇〇万マルク事件の際に、ポザドフスキを保守派陣営の攻撃から守り、彼の社会政策をバック・アップするよう努めた。しかしそれは、就任当初の宰相の不安定な政治的地位を守るために、ポザドフスキの社会政策を利用して、中央党の支持をとりつけておこうとするビュローの戦術的意図に発していたことも事実であった。けだしその後、一九〇四年の西南アフリカのホッテントット族の反乱鎮圧のための軍備費をめぐって、ビュローと中央党とが対立状態に突入した後は、ポザドフスキの社会政策は急速に減速するに至ったことが、これを証明している。さらに、一九〇五年に政府が議会で提出した二九〇〇万マルクの軍事費の追加予算は、中央党と社会民主党の反対によって不成立となったが、これによって、それまでポザドフスキを媒介として成立していたビュローと中央党との友好的關係は決定的に崩れ、一九〇六年十二月十三日には、ついにビュローは帝国議會を解散し、中央党と社会民主党への対決姿勢を鮮明に打ち出すことになった。ビュローの判断では、通商条約の締結以後、保守党と自由党の間の相違が次第に背後に退きつつあったという状況のもとで、これまで長年にわたって反政府の態度を固持し続けた自由主義者オイゲン・リヒター (Eugen Richter) が一九〇六年に死亡し、ブルジョア左派のリーダーシッ

プが若手の側に移るとともに権力問題で政府と協力する姿勢がうかがわれたことは、保守陣営と自由陣営の連合を成立させる好機到来であった。⁽³⁾そしてこの選挙戦のなかで、ビューローは、保守党、自由保守党、国民自由党の政府与党の側に、自由思想家人民党、自由思想家連合、ドイツ人民党の左翼自由派三政党を加えて、いわゆる「ビューロー・ブロック」の形成に成功した。⁽⁴⁾この政治路線の変更にともない、政府の中で微妙な立場におかれたのが、それまで自己の政策を中央党との協調で成功裡に進めてきたティルピッツ (Alfred v. Tirpitz) とポザドフスキであった。しかしティルピッツの場合は、自分自身もともと中央党とは内面的につながっているとは感じていなかったし (その意味では、ティルピッツにとって中央党との結びつきは戦術的配慮を越えるものではなかった、何よりも、海軍好きなカイザーの権威という後楯に支えられていたから、中央党が排除されても艦隊政策を続行することができた。従って、中央党との決別はポザドフスキほど困難ではなかった。これに対しポザドフスキの方は、その社会政策をまさしく中央党を基盤に推進してきたし、またこれまでの議会活動の経験から中央党を長期にわたって排除することは不可能であると確信していた。もともとポザドフスキは、中央党が政府の植民地政策に反対したことに、ビューローのように帝国議会解散の危険をあえて冒すほど大きな意義を見出し⁽⁵⁾ていなかったし、また、選挙結果の予想に関してもビューローほど大きな期待を持っていなかった。⁽⁶⁾これに加えて、ビューローとポザドフスキの間の関係を決定的に悪化させたのは、帝国議会の内部では中央党はいうまでもなく、自由保守党を除くすべての政党のところで社会政策の政治家ポザドフスキの人氣は高く、巷間ではポザドフスキはビューローの後継者になるだろうし、ポザドフスキ自身も真面目に帝国宰相になりたいのだと噂されていた。これに対しビューローの方では、宰相代理 (ポザドフスキ) の名譽心と競争心によって宰相の地位が脅かされている

と感じていたし、また、以前からポザドフスキに敵対的な大産業家と自由保守党の集団からは繰り返し攻撃が加えられた。⁽⁷⁾ こうして社会民主党とともに中央党をも排除しようとした「ビュロー・ブロック」に向かつて政局が動き出した時、ポザドフスキは選挙活動の外に追いやられることになった。そしてそのことが、選挙活動へのポザドフスキの非協力と見なされるという具合で、ビュローのポザドフスキに対する不信はますます高まった。⁽⁸⁾

選挙の結果は、ポザドフスキの予想に反して、「ビュロー・ブロック」の完全な勝利に終わった。左翼自由派三政党あわせて十三議席増、保守党が六議席、自由保守党が三議席、国民自由党が三議席とブロック陣営はそれぞれ議席をのばしたのに対し、反ブロック陣営は中央党が三議席増加したものの、社会民主党は三十八議席を失い、大敗を喫した。今やビュローは、社会民主党と中央党の協力がなくとも保守党と自由党の連合によって統治することができるようになり、彼がこれまでのポザドフスキへの個人的反感にもかかわらず、ポザドフスキをつなぎ止めておかねばならないという現実政治的配慮は不必要になった。そればかりでなく、ビュローはポザドフスキを解任に追い込むため、ある策略をめぐらした。それは、ビュローが、一九〇七年二月二十八日の連邦参議院の会議に出席した折に、ポザドフスキに対し、帝国議会において政府側の答弁と防衛を引き受けてほしいと依頼したことであった。⁽⁹⁾ そしてポザドフスキは、この依頼を当惑しつつ受け入れた。ポザドフスキは、自分が個人的には反対であったプログラムを防衛せざるを得なくなり、また、彼が長いこと協力してきた中央党に反対せざるを得ない立場に追い込まれた。ポザドフスキは、ビュローが自分を試そうとしていることを知ったが、しかし彼は、ビュローのような口の旨さを持ち合わせていなかった。その上、政府のなかでますます孤立化しつつあったポザドフスキに追い打ちをかけたのは、彼の社会政策に対する批判の声であった。一九〇七年二

月二十七日に、ドイツ帝国党のガンプ (Gann) 議員がパン屋と飲食店の条例に関してポザドフスキを攻撃した⁽¹⁰⁾。それは、この条例は事実関係の十分な知識なしに起草されたものであり、「雇い主側の利益を十分に考慮していない、というものであった。この、ポザドフスキには言いがかりとしか思われなかったガンプの批判を、ポザドフスキは孤立感を深めつつも、きつぱり退け、自らの決意を語った。「國務長官が社会政策に反対することを望む方向もある。しかし私は、この職にとどまるかぎり、社会政策に賛成の國務長官である」と⁽¹¹⁾。そして同年の三月九日の帝国議会における中央党のトリンボルン議員とヒッツエ (Franz Hitz) 議員による職業組合法案の再審理要求の質問に対し、ポザドフスキは、職業組合法案の取り扱いを中心に、労働会議所の制定、婦人労働者の十時間労働日の制定、帝国結社法の提案等について積極的な社会政策的見解を開陳してみせた⁽¹²⁾。このポザドフスキの見解に賛成を示したのは、反ブロック陣営の中央党と社会民主党、その外にブロックの内部に属してはいたが、脱落の危険があると見なされていた左派自由党であった。右派自由党の方は、保留の態度をとった⁽¹³⁾。こうした支持層の広がりが確認されたことよって、ポザドフスキの地位は若干安定したように見えたが、しかしそれが安定すればするほど、それは、異質な要素から構成されるブロック陣営を不安定にする前兆を意味した。おそらくこのことが、ポザドフスキに対する保守主義者の危機感を高めたに違いない。やがて一九〇七年六月二十二日に、まったく突然に、「表面上それと思われる動機なしに」ポザドフスキの解任が発表された⁽¹⁴⁾。六月二十二日の朝、宮中内務官房長官のルカヌス (von Lucanus) がポザドフスキに辞表を提出するよう勧告し、同日の夕刻に『北ドイツ・アルゲマイネ・ツァイトウング』に早々と辞任が報道されるという手回しの良さであった⁽¹⁵⁾。バイエルン公使のレルヒェンフェルトが、直接ビューローから聞いた話として記録したところによると、「今でも、自分(ビュー

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

ロー——引用者)はこの協力者(ポザドフスキ——引用者)を離れたくはない。しかし現在の状況ではポザドフスキ伯がこれ以上内閣に留まることはふさわしくないし、ベートマンの方が実務的に仕事をうまくこなすだろう、と言わざるを得ない。ポザドフスキは、次第にひどく空論家になってしまった。⁽¹⁶⁾このビューローの話から窺われるように、彼にとってポザドフスキの解任は、国家の社会政策が中止されるとか、縮小されることを意味しなかった。むしろ「空論家」ポザドフスキに代わって、「実務家」ベートマン||ホルヴェークが国家社会政策を担当することによって、これを証明しようとした。ポルンによれば、「近年、社会改革は、保守党を除く全政党にとって、また帝国政府にとっても、もはや逃れることができない永久の任務となった。……保守—自由両党ブロックに支持された政府も、もし自由党の同ブロック離脱をまねくのを欲しないならば、社会改革に励まざるを得なかった。」⁽¹⁷⁾こう見てくると、ポザドフスキの解任の真の原因は、社会政策上の理由一般にあったのではなく、反ブロック陣営の中央党を後楯とした彼の社会政策の立場にあったといえる。ここにドイツ第二帝政期に国家社会政策の一時期を画したポザドフスキの時代は終わりを告げた。

しかしポザドフスキの失脚後、早くもその二年後に、ビューロー自身が、彼のかつての國務長官であったポザドフスキによって、ブロック政策に対して表明された懸念が正しいことを経験しなければならなかった。すなわち、帝国財政改革のような世論を二分するような大問題に直面したとき、ビューローが期待したブロック内部の結束は崩れ、ポザドフスキが懸念したように、中央党を議会の多数派形成からいつまでも排除することは不可能であることが判明したのであった。やがてビューローに代わって、ポザドフスキの後任者であった「実務家」ベートマン||ホルヴェークが帝国宰相に就任した。

- (1) Vgl. Leopold von Wiese, Posadowsky als Sozialpolitiker—Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches, Köln 1909, S. 171.
- (2) ヲチーローの帝国宰相就任当時の『ビエローとポザドフスキの関係については、山田高生「ポザドフスキの「結集」社会政策・続」成城大学『経済研究』第一〇六号（平成元年九月）四十二ページ以下を参照。
- (3) Fürst von Büllov, Deutsche Politik, Berlin 1916, S. 209.
- (4) Ibid., S. 211.
- (5) Martin Schmidt, Graf Posadowsky—Staatssekretär des Reichsschatzamttes und des Reichsamtes des Innern 1893—1907, Halle 1935, S. 161.
- (6) 『キムノスキは、選挙の結果として、帝国議会に社会民主党が一一四議席くと大躍進するだろうと予想していた』
『ルネサンス』Ibid., S. 162.
- (7) Ibid., S. 162.
- (8) Ibid., S. 162.
- (9) Adolf Wernuth, Ein Beamteneben—Erinnerungen, Berlin 1922, S. 257.
- (10) Die Rede Gamps, in : Sten. Ber., 12. Legislaturperiode, 1. Session, 5. Sitzung, 27. Februar 1907, S. 82-92 und 10. Sitzung, 5. März 1907, S. 251-2.
- (11) Sten. Ber., 12. Legislaturperiode, I. Session 1907, 10. Sitzung, 5. März 1907, in : Penzler IV, S. 387.
- (12) Sten. Ber., 12. Legislaturperiode, I. Session 1907, 14. Sitzung, 9. März 1907, in : Penzler IV, S. 393ff.
- (13) K. E. Born, op. cit., S. 209. 『報』三〇二一頁一〇。
- (14) Ibid., S. 209. 『報』三〇三頁一〇。

後期ポザドフスキの社会政策 (一)

後期ボザドフスキの社会政策 (二)

- (15) Bericht des bayerischen Gesandten in Berlin, Graf Lerchenfeld vom 28. Juni 1907 an den bayerischen Ministerpräsidenten, Frhr. v. Podewils, in: P. Rassow und K. E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 268.
- (16) Ibid., S. 266.
- (17) K. E. Born, op. cit., S. 210. 邦訳三〇五ページ。

七 結 び

ボザドフスキは、一八九七年にベータヒヤー (Karl Heinrich v. von Bötticher) 退官のあとを受けて、内務省長官 (Staatssekretär des Innern) と帝国宰相代理 (allgemeiner Stellvertreter des Reichskanzler) 同時にプロイセン国務大臣 (preussischer Staatsminister) に就任した。ボザドフスキのこれら要職への就任は、当時、プロイセン大蔵大臣ミーケルによって提唱された「結集政策」——労働者から企業家と農業家にいたる生産者階級とその利益代表である保守党、自由保守党、国民自由党、自由思想家党を「結集」して、社会主義勢力 (社会民主党) とカトリック勢力 (中央党) の伸張に対抗しようとする政策——のなかで、彼が一定の役割を果たすべく期待されていたことを示すたものであった。彼は、プロイセン・ユンカー出身の新任の内務長官として、結集政策の重要な一翼を担うことになった。まず彼が着手したのは、ストライキ労働者の扇動から就業希望者を保護しようといういわいる「監獄法案」の作成であった。しかし法案の作成過程で、たまたま発生したカイザーの不用意な発言のために、この法案は議会内外の激しい反対を浴び、結局のところ廃案となった。その過程のなかでボザドフスキは、このような反動的労働立法によって議会の中間政党を反政府側に追いやることは、かえって社会民主党に利すること

になり、結集政策そのものを不可能にするのではないか、と考えるようになった。このようなポザドフスキの考え方の変化は、しばしば「社会政策的転向」と言われるが、それは、ポザドフスキが農業保守主義と工業家の主導する結集政治のリーダー的立場にありながらも、国内政策に関しては、彼らとは異なって、社会民主党に対し弾圧政策で臨むのではなく、むしろ労働者宥和策によって社会民主党を孤立させ、国家維持的な労働運動を育てようという戦術的転向を意味した。ポザドフスキの立場は内務省長官として君主制的国家体制と現存社会秩序の維持の観点から、反政府的な社会主義者グループを排除する一方で、親政府的な労働者グループを統合しようとするビスマルクの「鞭と餌」以来の二面的社会政策の伝統を受け継ぐものであったが、しかしポザドフスキが当時の政府指導者の考えと異なっていた点は、今や、ビスマルク時代の「社会主義者鎮圧法」やヴィルヘルム二世の「転覆法案」「監獄法案」のような抑圧政策のみでは統合化政策は不可能であると認識されたところにあった。ビスマルクの失脚以後、政府・保守派から再度にわたって出された「転覆法案」「監獄法案」の失敗にみられるように、もはや帝国議会の各政党の意向を無視して社会政策を進めることはできなくなっていたし、何よりもポザドフスキ自身がこのことを「監獄法案」の失敗の経験から学んだのであった。かくてポザドフスキの社会政策は、こうした帝国議会諸政党への配慮、とりわけ社会民主党の増勢に対抗するために中央党を政策基盤とし、従って中央党の社会政策的要求に対応するような形で展開された。しかしながら、社会民主党に対する露骨な抑圧政策が不可能となったビスマルク失脚以後の状況のなかで、社会民主党に対抗するため中央党との協調関係を基礎に社会政策をすすめたのは、ポザドフスキが始めてではなかった。確かにポザドフスキの社会政策ほど多面的展開ではなかったが、われわれは、その先駆的業績をビスマルク失脚直後のベルレープシュの「新航路」社会政

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

策に見い出すことができる。ベルレープシュは、一八九一年の帝国営業条例改正と一八九二年のプロイセン鉱山法改正において、ビスマルク社会政策ではほとんど手がつけられなかった労働者の労働条件改善と任意制労働者委員会による労働者の主体的な経営参加をはじめて導入し、ビスマルク後のドイツ社会政策に新しい道を開いたのであった。ポザドフスキの社会政策も、反社会民主党の手段として中央党との協調関係を基盤に展開していったという点で、基本的にベルレープシュの「新航路」社会政策の路線を継承したといえることができるが、しかしポザドフスキの場合は、世紀転換期における外交・内政の両面における危機への対応策としての「結集」政策の一環として行われたため、ベルレープシュのそれとは比較にならないくらい大規模な社会政策が展開された。ビスマルクの遺した社会保険立法の拡張をはじめとして、児童労働の保護、各種手工業の家内労働保護、工業裁判所法・商業裁判所法の改正、さらにはプロイセン鉱山法の改正から、未成立に終わったが職業組合法案、さらにポザドフスキ失脚後に成立した職員保険法と結社法もその準備がすでにポザドフスキの内務省長官就任中になされていたことを考えると、戦前のこの時期に、ドイツ帝国は社会政策立法の領域において最も多産的な時期を迎えたことになる。おそらくポザドフスキの社会政策は、この意味で、その質的側面とその量的な広がりにおいて、その後の時代と、そして第二次大戦後の現代の社会政策へ連なる面を持っているように思われるのである。

ところで、こうしたポザドフスキ社会政策の成果は、確かにその時代の要請であったが、しかしそれだけでなくポザドフスキその人のキャラクターとその行政的手腕に負うところが大きかった。ポザドフスキはその経歴からも知れるように、プロイセンのユンカー階級出身の地方役人を振り出しに、その行政的手腕を買われて州知事、帝国財務省長官、そして内務省長官として帝国官僚のナンバー2の地位まで登りつめた人物であり、人付き

合いは決して上手ではなかったようであるが、細部にまでわたる膨大な実務的知識を駆使した議会答弁や演説は、有能な高級官僚としての誇りに満ちていた。確かにポザドフスキは、他の政府指導者とは異なって、帝国議会諸政党の動向に敏感であり、その有力政党である中央党の支持なくしては社会政策を遂行できないことも承知していたのであるが、しかし彼の感覚には、行政の高みから議会を見下しているようなところが見受けられる。⁽¹⁾ポザドフスキの社会政策は、官僚政治家としての誇りに支えられていたために精神的に、そして広範囲に展開されたが、しかしそれ故にこそ、彼の社会政策には一定の限界が内包されるものとなったのであった。それは、ポザドフスキの主観的意図においては自ら議会諸政党の政治的利害を越えた行政の長として、社会民主党とその影響下にあった自由労働組合について、本来非政治的活動であるべき社会政策の領域を自らの政治的利益のための手段として利用しようとしていると非難する一方で、社会政策を通じて中央党とキリスト教労働組合の育成に努めたが、別の角度から見れば、これこそまさしく社会政策の政治化にほかならなかった。ポザドフスキにとつて、社会政策とは議会諸政党の要求との妥協の産物ではなく、あくまでも労働者の国家への忠誠心と感謝の気持ちと引き換えに、上から与えられるものであり、結局彼の社会政策は、いかに大規模なものであろうとも、この限界を越えることはなかったのである。最後に、このような官僚政治家の見方に固有な限界と密接に絡んでくるが、ポザドフスキは、当時すでにドイツの社会民主党内部に台頭しつつあった修正主義の流れと、社会民主党と一線を画した自由労働組合の現実主義路線を、自らの社会政策の基盤として求めようとはしなかった。確かにポザドフスキは、これらの社会主義陣営内部に出現しつつあった体制内派の動きに関心を示したが、⁽²⁾しかしこれによって、ポザドフスキの社会民主党に対する判断はなら変わるところがなかった。それにはおそらく、直接的

後期ポザドフスキの社会政策 (二)

には、ポザドフスキの官僚政治家としてのキャラクターが妨げになったことが考えられるが、間接的には、これら社会民主党内の体制内派の勢力がまだまだ小さかったことと、そのような勢力を取り込まなければならぬような政治情勢が、この時点ではまだ成熟していなかったことをあげることができるだろう。われわれは、ポザドフスキの社会政策を越えた新しい社会政策の展開を第一次大戦中のグレーナー將軍の「戦時」社会政策のなかに見出すことができるのである。

- (一) 同時代の社会学者マックス・ヴェーバー(Max Weber, 1864-1920)は、ドイツの官僚政治家を批判した文章の一節で、ポザドフスキを引き合いに出して次のように述べている。「今日では政党から遠ざかっている政權担当者を、世間ではもちろん「上品な」人だという。ポザドフスキ伯は、自分がいかなる政党とも結びつかないこと、いいかえると、帝國議会での演説を、影響力のない学会報告ぐらゐに考えて、そのように帝國議會を悪用すること、これは以前の官職にたいする義務だ、とさえ思い込んでいたのである。議会での演説に影響力がなくなつてよい、とはどういふことなのか。」Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland* (Mai 1918), in: Ders., *Gesammelte Politische Schriften*, 3. erneut vermehrte Auflage, hrsg. v. Johannes Winkelmann, Tübingen 1971, S. 344. 中村貞二・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府」(中村・山田・脇・嘉目訳『マックス・ヴェーバー 政治論集2』みすず書房一九八二年、三七六ページ)

- (二) Vgl. Sten. Ber., 10. Legislaturperiode, 2. Session 1900/1903, 258. Sitzung, 13. Februar 1903, in: Penzler III, S. 186ff. Sten. Ber., 10. Legislaturperiode, 1. Session, 8. Sitzung, 15. Dezember 1903, in: Penzler III, S. 275f. Sten. Ber., 10. Legislaturperiode, 1. Session, 18. Sitzung, 25. Januar 1904, in: Penzler III, S. 311ff.

〔付記〕 本論文は、平成四年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。